

令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（案）

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第12条第2項、第14条第2項の規定に基づき、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、令和5年度（2023年度）のエゾシカの可猟区域及び期間等を定める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第12条第2項

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合は、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

第14条第2項

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

2 経過

(1) これまでの取組

- ・ 増えすぎたエゾシカの個体数を削減し、農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため、メスジカ捕獲数制限の撤廃や可猟区域の全道拡大、緊急対策期間（平成22年度～26年度）の設定等の対策を講じてきた結果、東部地域において個体数指数が減少したと推定されるなど、一定の成果があったものの、依然として個体数指数は高水準で推移。
- ・ 近年の年間捕獲実績は、平成24年度の14万頭超をピークに減少したものの、令和3年度は14万頭まで回復。この内、許可による捕獲数は11万頭超と伸長した一方、狩猟による捕獲数は近年3万頭前後まで減少しており、個体数管理の目標の達成に向けては、捕獲数の一層の上積みが必要な状況。
- ・ 農林業被害額は、ピーク時と比較すると抑制されているものの、近年は減少傾向が鈍化しており、40億円前後と依然高水準で推移。

(2) 近年の取組

[北海道エゾシカ対策推進条例制定]

- ・ 平成26年3月に、特定の野生動物の総合的な対策を定めた都道府県の条例として全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、エゾシカ対策に関する基本理念や道の責務等を明らかにするとともに、施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的に対策を推進。

[鳥獣保護法の一部改正（現 鳥獣保護管理法）]

- ・ 平成26年5月に鳥獣保護法が改正され、生息数が著しく増加しているニホンジカ、イノシシの抜本的な捕獲強化を講じるため、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕

獲等事業者制度などが新たに創設。

[北海道エゾシカ管理計画（第6期）策定]

- ・令和4年3月に、令和4年4月1日から令和9年3月31日を計画期間とする「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」を策定
- ・人間活動とエゾシカとの軋轢の軽減、エゾシカの絶滅回避と適正な個体数管理、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生、及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的として策定。

[指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施]

- ・道では、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、鳥獣保護区など市町村等による捕獲が困難な地域において、エゾシカの捕獲事業を実施。

3 令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間等の設定の考え方

エゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、引き続き、メスジカ捕獲には制限を設定しないこととする。

(1) 可猟区域

可猟区域は、原則として市町村の行政区域単位一円（法定禁止区域を除く。）とするが、事故防止や生態系への影響回避の観点から必要と認められる区域については、可猟区域から除外する。

[可猟区から除外する区域]

市町村名	除外する区域
斜里町、羅臼町	知床半島基部の一部
札幌市、恵庭市、喜茂別町、京極町、苫小牧市、伊達市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、新ひだか町、せたな町、富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、斜里町、清里町、小清水町、帯広市、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、足寄町、厚岸町、標茶町、根室市、中標津町、標津町、羅臼町	国有林野管理経営規程に基づく森林生態系保護地域などの保護林の一部、緑の回廊の区域（一部地域を除く。）等
えりも町	道有林の一部

(2) 可猟期間

令和5年度（2023年度）の可猟期間は、次のとおりとする。（別図1、2参照）

	A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	猟区
R4	10/1～3/31	10/22～3/31	10/22～2/28	10/22～1/31	10/22～1/1 1/14～1/31 2/11～2/28	9/15～4/15
R5	10/1～3/31	10/21～3/31	10/21～2/29	10/21～1/31	10/21～1/1 1/13～1/31 2/10～2/29	9/15～4/15

ア 東部地域

令和3年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約6万8千頭、内メスジカ3万7千頭が捕獲されたが、令和4年度の個体数指数は過去最高に達した可能性がある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている西興部村猟区（オホーツク管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

イ 北部地域

令和3年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約2万6千頭、内メスジカ1万5千頭が捕獲されたが、個体数指数は平成26年度頃から増加に転じている。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている占冠村猟区（上川管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

ウ 中部地域

令和3年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約4万2千頭、内メスジカ2万2千頭が捕獲されているが、個体数指数は平成28年度頃から増加に転じている。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。

エ 南部地域

令和3年度は、狩猟と許可捕獲合わせて約6千5百頭、内メスジカ3千6百頭が捕獲されているが、生息域が拡大し、局所的に高密度の地域が観察されていることや、個体数は減少しておらず、増加が継続していると推定されることから、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を3月31日まで延長する。

オ 禁猟期間

法第11条第2項により環境大臣が定める北海道における捕獲等をする期間（毎年10月1日から翌年1月31日まで、猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）のうち、10月1日から10月21日までの期間については、農作業や森林土木工事等における事故防止等の観点から、規制が必要な地域においてはエゾシカの可猟期間から除外するものとする。

なお、斜里町の一部の地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設定する。

4 令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間の設定

前述の状況を踏まえて、令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間を表1のとおりとする。

表1 令和5年度（2023年度）可猟区域設定

区域	可猟期間	地域	振興局	市町村
A 区域	10/1～3/31	東部	釧路	浜中町及び弟子屈町を除く管内全市町村
		北部	空知	管内全市町
			上川	上川町及び占冠村（猟区）を除く管内全市町村
			留萌	管内全市町村（離島を除く）
			宗谷	管内全市町村（離島を除く）
		中部	石狩	管内全市町村
			胆振	むかわ町を除く管内全市町
		南部	後志	神恵内村、積丹町、古平町を除く管内全市町村
			渡島	管内全市町
			檜山	管内全町（離島を除く）
B 区域	10/21～3/31	東部	釧路	弟子屈町
		北部	上川	上川町
		中部	日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
		南部	後志	神恵内村、積丹町、古平町
C 区域	10/21～2/29	東部	ホーツク	斜里町（一部）及び西興部村（猟区）を除く管内全市町
			十勝	新得町、豊頃町、浦幌町を除く管内全市町村
		中部	胆振	むかわ町
			日高	日高町、平取町、新冠町
D 区域	10/21～1/31	東部	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
			釧路	浜中町
			根室	管内全市町
E 区域	10/21～1/1	東部	ホーツク	斜里町（一部）
	1/13～1/31			
	2/10～2/29			
猟 区	9/15～4/15	東部	ホーツク	西興部村（猟区）
		北部	上川	占冠村（猟区）

東部地域 50 市町村、北部地域 62 市町村、中部地域 26 市町村、南部地域 37 市町村
計 14（総合）振興局 175 市町村

5 捕獲数制限

メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。

6 その他

(1) 設定年度

北海道エゾシカ管理計画（第6期）では、「生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、各地域区分の管理目標を設定して、きめ細やかな施策の検討と確実な個体数管理を含む施策の実施に努める」こととしているため、単年度の措置とする。

(2) 調査研究

エゾシカの適正な個体数管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図り、また、エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努める。

また、施策の効果を検証するため、農林業被害、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

(3) 銃猟の自粛区域（別図4参照）

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2月～3月を銃猟の自粛区域とする。

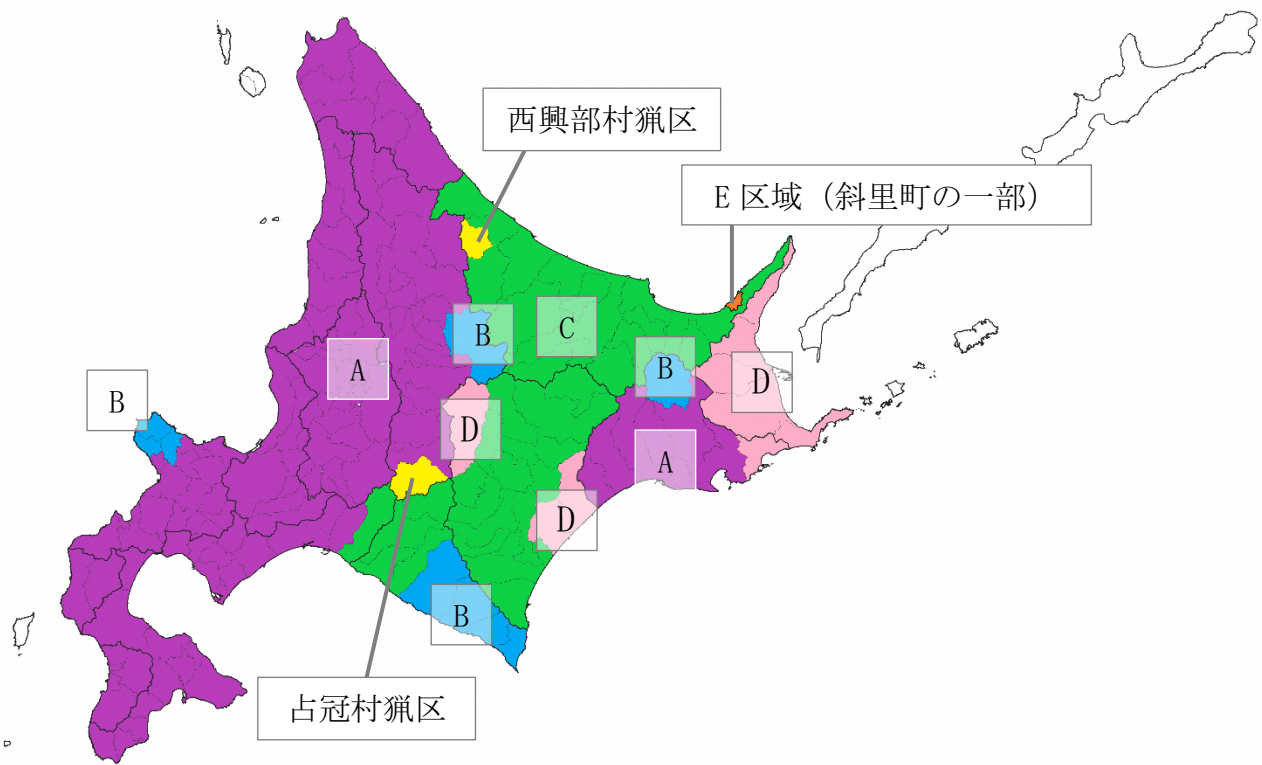
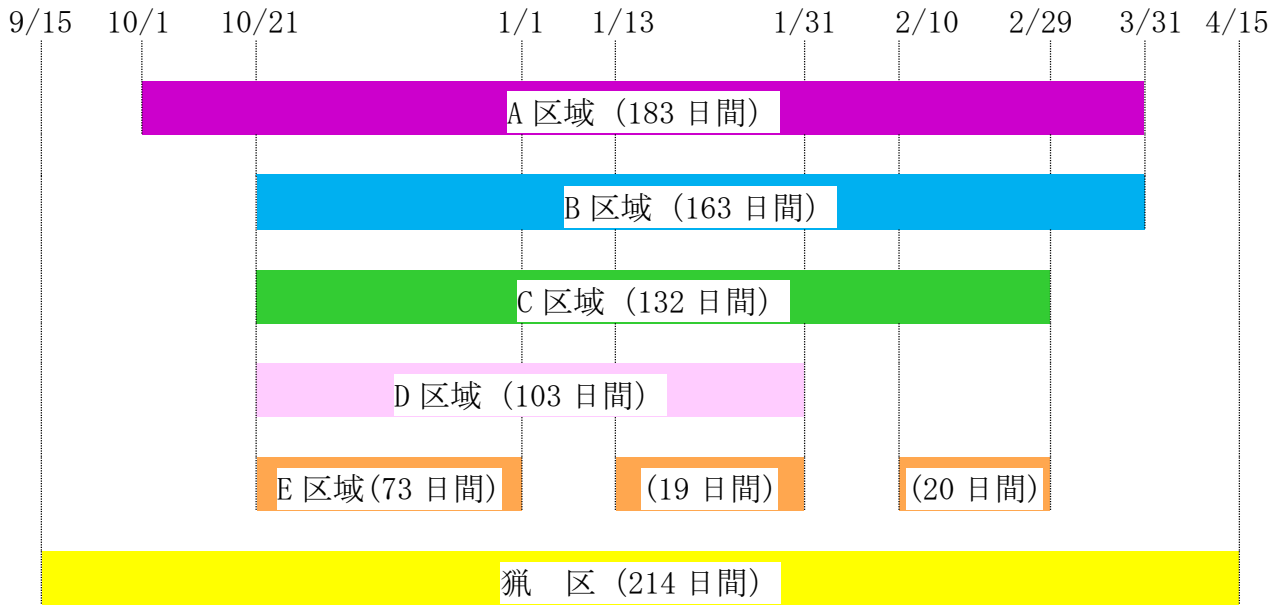
(4) 狩猟の指導取締りの強化

道では、希少猛禽類の鉛中毒発生を防止するため、鉛ライフル弾及び粒径7mm以上の鉛散弾を使用する猟法を禁止しているほか、平成26年3月に制定した北海道エゾシカ対策推進条例により、これら鉛弾の所持についても禁止した。

しかし、本条例施行後も、希少猛禽類の鉛中毒事故が依然として発生していること、エゾシカの残滓を放置する違反行為や銃器の基本的な取扱いの不徹底等による人身事故や暴発事故が発生していることから、違反行為や狩猟事故の防止を図るため、狩猟団体や警察、森林管理者などと連携して、狩猟解禁日における一斉パトロールなど計画的な安全パトロールに取り組み、普及啓発や指導の徹底を図る。

特に、森林内においては、森林作業員等の安全を確保するため、森林作業中などの「のぼり」や看板等を必ず確認すること、森林作業予定箇所以外でも作業員等がいる可能性があることなど、狩猟者に対して注意喚起する。

令和5年度（2023年度）エゾシカ可猟区域及び期間

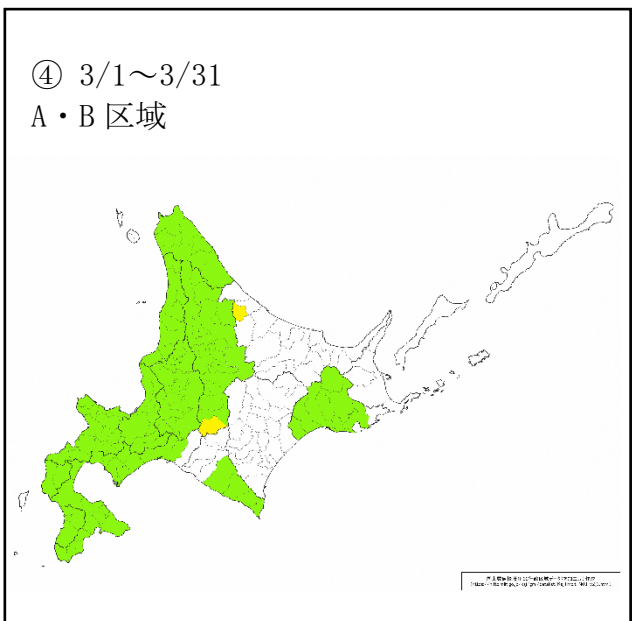
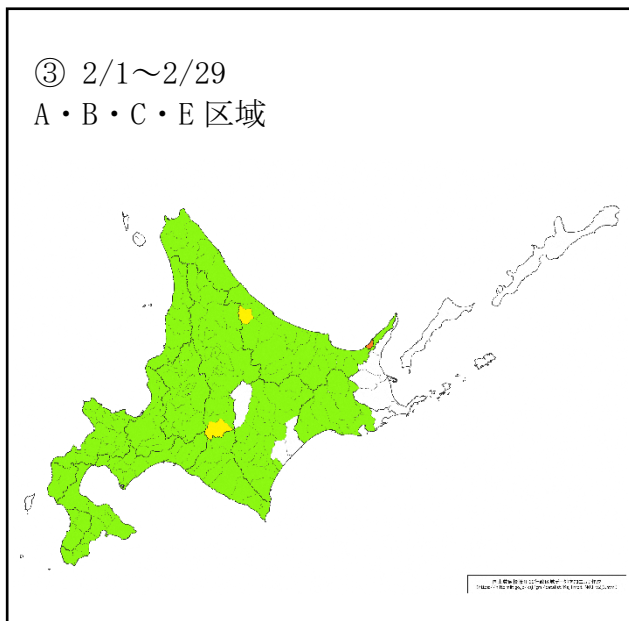
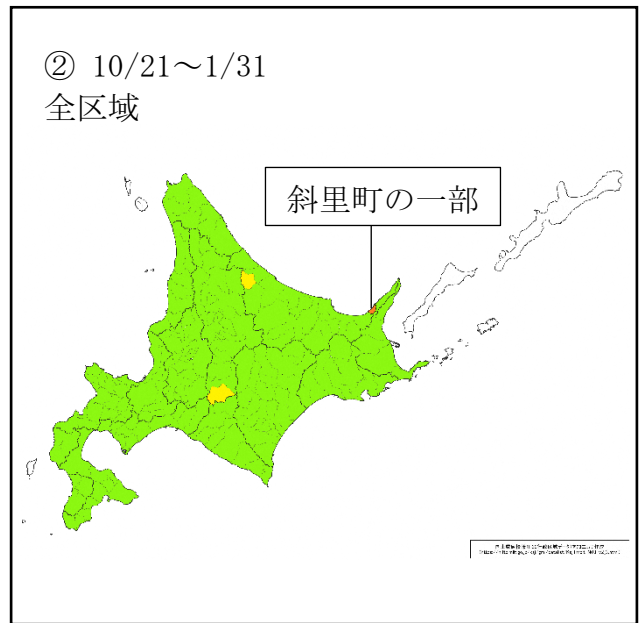
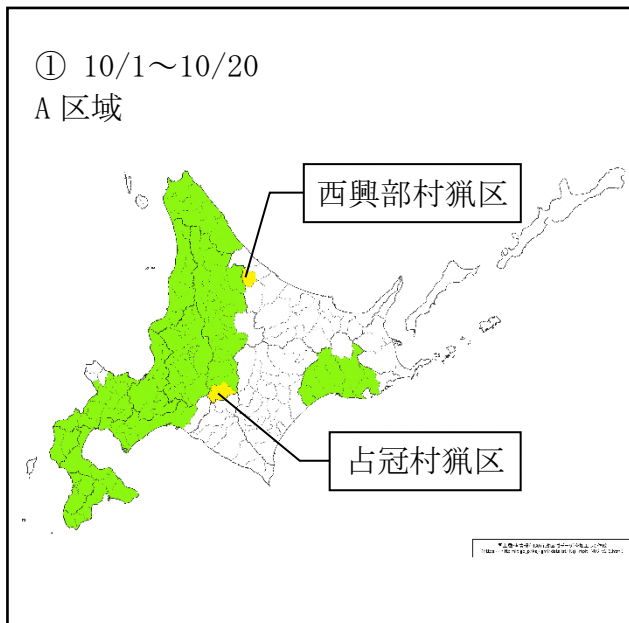


国土数値情報 (H30行政区境界データ) を加工して作成
(<https://nlfa.mlit.go.jp/kaj/gmi/datafat/KajTmpl-ND3-v2.3.html>)

A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	猟区
10/1 ~ 3/31	10/21 ~ 3/31	10/21 ~ 2/29	10/21 ~ 1/31	10/21 ~ 1/1 1/13 ~ 1/31 2/10 ~ 2/29	9/15 ~ 4/15

※ 一人1日あたりの捕獲上限 制限なし
 (ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人1日あたり1頭)

令和5年度（2023年度）エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）

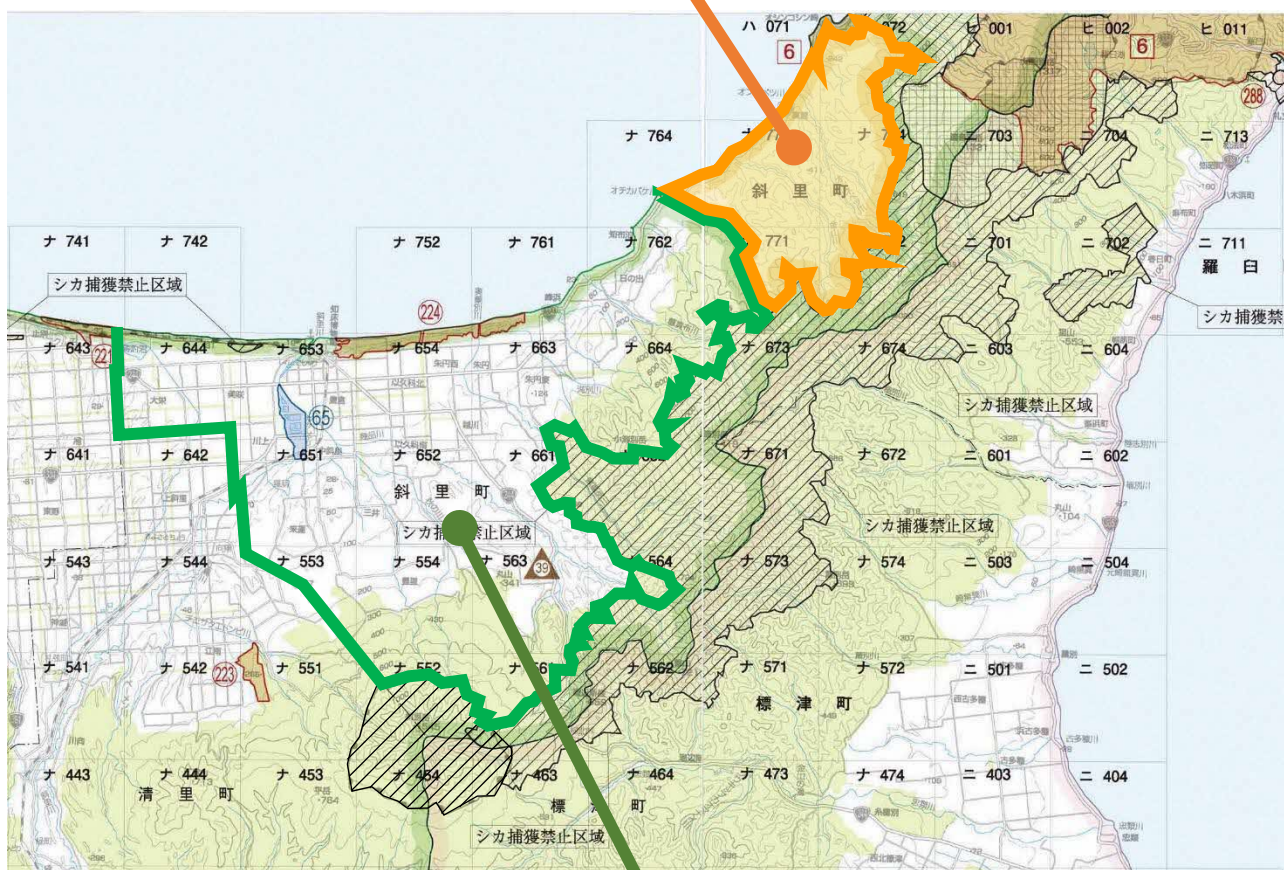


- ※ 西興部村狩区及び占冠村狩区の可猟期間は、9月15日から4月15日まで
- ※ 斜里町の一部については、10月21日から2月29日までの可猟期間中に2回の中絶期間を設定。

令和5年度（2023年度）斜里町における可猟区域
（一部に中断期間設定）

捕獲効率向上のため、斜里町の一部において可猟期間に中断期間を設定する。

オショコマナイ川以南～オチカバケ川以北の地域
（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間
10/21～1/1、 1/13～1/31、 2/10～2/29



オチカバケ川以南の地域（鳥獣保護区及び
シカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間
10/21～2/29

令和6年(2024年)2月、3月に銃猟自粛をお願いする区域

銃猟の発砲音や人の活動が希少猛禽類の行動に影響を及ぼす可能性があります。

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、図に示す範囲においては銃猟を自粛願います。

